

四日市市告示第141号

四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱（平成16年四日市市告示第198号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金交付申請及び決定)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする者 (以下「申請者」という。)は、工事請負契約の締結及び耐震補強工事等の着手の前に木造住宅耐震補強工事等補助金交付申請書(第1号様式)に別に定める関係書類を添付して市長に提出するものとする。その提出部数は1部とする。 2から3まで (略)</p> <p>附 則 1 (略) 2 この要綱は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(補助金交付申請及び決定)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、工事請負契約の締結又は耐震補強工事等の着手の前に木造住宅耐震補強工事等補助金交付申請書(第1号様式)に別に定める関係書類を添付して市長に提出するものとする。その提出部数は1部とする。 2から3まで (略)</p> <p>附 則 1 (略) 2 この要綱は、<u>平成34年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は告示の日から施行する。